

論 説

擬制価値としての国家価格

杉 野 罔 明

目次

はじめに——本稿の検討課題——

第一節 国家価格をめぐる予備的考察

第二節 資本制国家と国民的諸権利

第三節 国家価格の諸形態

第四節 国家機構と購入価格

① 労働力の購入価格

② 国家機構諸施設の購入価格

③ 国家機構の資材購入価格

第五節 国家機構と販売価格

① 国家価格としての租税

② 国営企業の販売価格

③ 国有財産の売却価格

第六節 国営企業と国家価格（とくに租税）

おわりに——残された検討課題——

はじめに——本稿の検討課題——

本稿では、まず第一に、擬制価値および擬制価値を内包した価格の一形態として、「国家価格」を措定し、それを価値体系における「市場調整的生産価格」（擬制価値）よりも複雑な経済関係を含んだ上位の価値範疇として位置づける。

続いて、資本制国家の階級的支配機構として、つまり国家権力を行使する「国家機構」という経済的範疇を措定し、その存続条件を、「国家価格」と社会的再生産との関連で明らかにする。また、そこで展開される多様な経済的諸関係を整理することによって、「国家価格」には、多様な形態があることを明らかにする。そのことにより、政治経済学の研究対象である「資本制社会における経済構造とその運動法則」をいっそう具体的に究明していこうとするものである。

しかしながら、擬制価値としての国家価格について論ずる場合には、あらかじめ、以下のような諸事項について検討し、理解しておくことが必要である。

① 「資本制国家」と「国家機構」

検討課題の第一としては、経済学的視点から、「資本制国家」という新しい範疇を設定し、その概念を明確に規定することである。

資本制生産様式のもとにおける国家の基本的な役割は、私的所有制度に立脚した資本制社会体制を保持していくことである。そのため、国家は、国家権力を行使しうる民事や軍事・警察機構およびそれに付随する裁判・監獄機構、すなわち階級支配機構を形成する。この階級支配機構を簡略化して言えば、「国家機構」である。この国家機構は、司法、立法、行政という機能を担う政治的組織形態の総体である。

このように資本制国家は、私的資本制的所有制度を基礎とする資本制生産様式を持続させるための権力機構であり、これを社会的再生産という視点からみれば、資本家階級が資本蓄積を行う体制の保持を基本的な目的としている。つまり、社会的再生産を機能的に統括しているのが国家機構であり、国家機構の基幹的人的構成は、官僚および政府要人よりなるが、彼らの多くは有力な資本家階層の出身である。

そこで次のような問題が生ずる。資本制的国家機構の運動は、社会的再生産の中で、どのような経済的諸関係（商品売買関係）をもつかということである。その場合には、「国家権力の動員」という形態での国家価格が、いわば擬制価値として介在してくるのだが、その擬制価値としての「国家価格」が、これまでの価値体系（市場調整的生産価格体系）と、どのような関連をもっているのか、問題となる。

一定の領土と人口を統括した資本制国家は、行政、司法、立法という巨大な権力機構をもっており、しかも、国家機構はそれ自体として社会的再生産構造において一定の構成部分を担っている。したがって、社会的再生産の全体構造を「国家部門（セクター）」まで含めて理論的に解明しようとするれば、これまで向上過程を通じて具体化してきた価値諸範疇に、「国家価格」という新しい価値範疇を加えた、つまり、内容をより豊富化した価値体系を構築しなければならない。

② 「国家価格」と「国家政策価格」

検討課題の第二は、「国家価格」という経済的範疇の概念を明確にすることである。一口に、国家価格といっても、その内実は、国家と経済社会との関係に規定されて、大きく二つに分かれる。

「国家価格」の一つは、以下のとおりである。「国家機構」という一つの経済主体、つまり国家機構それ自体が、国家権力を介在させながら社会的再生産と取り結ぶ経済的諸関係が新しく登場してくれば、当然のこととして、その新しい経済的諸関係を物象的に表現した価値関係が理論的に登場してくる。つまり、その新しい価値関係を具象化した表現が「国家価格」である。

もう一つの国家価格は、次のようなものである。資本制国家は、物質的財貨の生産、流通、分配をはじめ、文化、教育、体育、医療などに関する多面的な諸政策を施行する。

国家権力の発動である諸政策の施行に伴って現れる経済的諸関係の変化およびその具象化としての価格変動も、また国家価格の変動として把握できる。この場合の国家価格は、国家政策を通じて展開される国家と国民との経済関係における広義の国家価格であり、これを「国家政策価格」とする。すなわち、資本制的経済構造を総体として設定しながら、国家政策が展開された結

果として経済的諸部門や各領域（分野）において、その影響がどのように現れるか、その運動法則を整理し、体系化（理論化）することが必要となる。

特に重要なのは、国家による価格政策である。インフレーション政策による物価騰貴は、それ自体としては、個々の商品に内在する経済関係の変化ではないが、全商品に関する国家権力の介入という視点からみれば、国家政策価格と見なしうる。

また、財政政策の場合には、租税徴収が国家権力の発動であるとしても、これを商品交換関係における「価格」現象とみなす。このことについては、さらに検討すべき問題がある。同時に、政策的な財政支出についても、その支出の諸形態をすべて「価格」現象として捉えて良いのかどうかという問題がある。この問題についての検討には、多大の知的作業が必要となる。

そこで、本稿が取り扱うのは、この第一の場合の「国家価格」に限定する。したがって、「国家政策価格」については後日の検討課題とし、さらに、論理的にいつそう複雑な経済的諸関係、すなわち外国貿易や独占との関連での考察については、本稿の論理次元よりも外枠にあるものとして、捨象する。

そうした論理展開の諸条件のもとに、本稿は、以下のような問題について検討する。価値範疇としての「国家価格」の形成メカニズムが一般商品の価値形成のメカニズムとどう異なるのか、さらには地代や利子などの擬制価値との相違、つまり国家権力の介入による擬制価値形成のメカニズム、さらに云えば、「国家と経済」との経済的関係は多様であり、その多様性に規定された国家価格の存在形態も多様な形態で現れる。したがって、「国家価格」の諸形態を摘出、整理し、全体としては、国家価格を、擬制価値あるいは擬制価値を含む一つの抽象的な価値形態として論理的に解明する。以上が、本稿の基本的な検討課題である。

第一節 国家価格をめぐる予備的考察

「国家価格」という経済的範疇を措定し、それを価値体系における一つの価値範疇として定立させるためには、あらかじめ、幾つかの理論的問題について、予備的な考察を必要とする。

予備的考察(1) 「国家価格」の存在認識

まず第一に、国家価格なるものの、現実的存在を認識することである。

現実の資本制社会においては、労働の生産物としての価値実体はないが価格をもつ、すなわち擬制価値をもった商品が多様な形態で存在している。利子や地代をはじめ、暖簾や命名権などが、それである。そうした擬制価値の一形態として国家価格を措定するのは、現実の資本制社会の中で、国家（権力）機構が一つの経済主体として社会的に存在しているからである。この国家機構は、社会的再生産の中で多様な経済関係を取り結んでいるが、その経済関係には、「国家権力」の発動形態である「国家の諸権利」や「国家の諸権限」が含まれている。やや具体的に云えば、「国家による各種の専売権」「各種の免許可権」「鉞区、漁区、林区などの設定権」「付加価値税」などである。

そこで、擬制価値としての国家価格を措定する理由をもう少し丁寧に説明しておこう。

理由の第一は、国家機構が国民経済の中で一つの大きな経済単位を構成しており、その国家機構そのものが持続的に存在するためには、社会的再生産、すなわち国民経済とのあいだに一定の経済関係を結ばねばならない。そして現実的にも、国家機構と国民経済との間には、多様な経済関係が複雑に展開している。しかも、その経済関係には「国家権力」が動員され、かつ介入している。したがって、こうした経済関係がある以上、その関係の具体的な諸形態を把握しながら、これまでの価値体系に加えて、「国家価格」という新しい価値範疇を、しかも多様な形態で設定しなければならない。そして、これらの国家価格の多くは、価値実体は無いが、価格をもつという擬制価値の範疇に属する。

第二の理由としては、国家的経済政策が施行される場合、国家権力の動員として国家価格が介入すれば、これまでの社会的再生産過程における価値関係が変化する。しかも、その経済政策は多面的に展開するので、それに対応して、それぞれの分野において成立する国家価格も多様な形態をもって現れる。つまり、諸経済政策の展開過程において、国家権力が国民経済（社会的再生産過程）に介入し、価値体系に影響を及ぼす。こうした関係を通じて成立する価格も、擬制価値範疇に属する国家価格である。

ただし、この場合の国家価格は、いわば「国家政策価格」であり、先にも述べたように、本稿での検討対象から外している。なぜなら、国家政策価格の解明には、政策の施行に伴う多様な経済関係の変化、とりわけ資本蓄積という視点からの検討を必要とするからである。

予備的考察(2) 「国家価格」の価値体系上の位置

ところで、経済学の方法論からみれば、もっとも抽象的で単純な価値範疇である「(生産) 価値」から上向して構築された価値範疇、すなわち多様な経済関係を踏まえた価値範疇の体系がある。具体的には、(生産) 価値、生産価格、市場価値、市場生産価格、市場調整的生産価格(擬制的価値)という体系である¹⁾。だから、国家権力の動員という形態での価格、つまり国家価格が新たに追加して措定されれば、これまでに措定された価値諸範疇(経済的諸関係の具象化)の、それぞれについて、国家価格がおよぼす影響を考察する必要がある。これを一般的に言えば、国家権力を動員した価格形成が、国民経済に及ぼす影響を検討することになる。

やや具体的に言えば、国家価格の形成は、市場における価格に変化をもたらし、企業利潤、利子、地代、賃金などに影響を及ぼすので、その具体的な内容を明らかにする必要がある。

以上に述べてきたことから判るように、国家機構が国民経済の一部門として展開される場合の「一般的な国家価格」と、国家による諸政策の結果として現れる価格変化、すなわち「国家政策価格」とは、その価格形成メカニズムが異なるので、同じく国家価格であっても、両者は厳密に区別すべきだと考える。

先へ進もう。これも視点を換えれば「国家政策」の一環であるが、国営企業が直接的に「商品」を生産し、原料や労働力の調達や製品販売に関係している場合がある。だが、この場合、それが国家政策の結果であるという視点を除けば、国営企業が購入し、販売する商品の価格も、第一の部類に属する国家価格である。このことと関連して、国営企業の運動を、「国家資本」の運動として把握できるか否か、検討してみる必要がある。なお、この検討をする場合には、「資本」概念の検討および国営企業が生産し、販売する商品の価格、また購入価格についても、国家

価格として、具体的に分析することが必要となる。

なお、資本制国家を、単に経済活動を行う一つの抽象的な主体として「政府」という範疇で把握することは、近代経済学に見られる一つの特徴である²⁾。だが、国家と政府とでは概念が基本的に異なる。それと同時に、政府を貨幣流通の一つのセクターとして抽象的に把握し、措定するだけでは、資本制国家のもつ階級的な性格を隠蔽することになる。その結果、支配的資本の蓄積運動との関連を無視する可能性があり、資本家階級の利益に資するイデオロギーへと転落する。したがって、本稿では「政府」という範疇は採用しない。

予備的考察(3) 「ブルジョア社会の総括」との関連

『経済学批判』体系における「国家価格」の位置付けについての検討が必要である。すなわち、経済学の理論体系（価値体系）の中に、「国家価格」を価値範疇として、いかに位置づけるかという方法的な問題である。ここでは、マルクスが「経済学批判体系」の中で、「国家」として経済学を展開する場合に記述している諸項目、具体的には「国家の形態でのブルジョア社会の総括（Zusammenfassung）。それ自体との関係での考察。不生産的諸階級、租税、国債、公信用、人口、植民、移住³⁾」を価値論として、すなわち国家価格論として考察することが必要となる。

これを具体的に示せば、本稿では、「国家形態でのブルジョア社会の総括」に続く項目である「それ自体」という言葉を、「国家機構」と見なす。また、その総括の内容を、三大階級の物質的基盤をなす経済的諸関係（内実とする価値諸範疇）の総括とし、国民経済との関係を「国家価格」という視点から論理展開している。だが、果して、それで良いのかどうかという問題である。また、「不生産的諸階級」では金利生活者や生活保護者あるいは軍隊などをどう経済学的に取り扱うのか、「租税」を「国家価格」として取り扱うことはできないのか、「公信用」については、国債や政府紙幣の発行限度の問題以外に公信用として取り扱う範疇があるのかといった問題がある。さらに、「植民、移住」については、これを国内における人口移動として限定的に理解してよいのかどうか。つまり、外国との経済関係を捨象している論理レベルでは、一国内における経済現象として、人口の地域間移動を検討せざるをえないからである。これらは、今後に残された検討課題の数々である。

本稿では、この「総括」された「国家」を一つの経済主体として「国家機構」を設定し、その「国家機構」が国民経済へ介入する場合の価格、すなわち国家権力という擬制価値を含んだ「国家価格」を価値体系に加えることによって、はじめて国民経済の価値論体系が総括される、という意味に理解している。したがって、資本制社会における経済関係を全体として把握するためには、これまで体系化されてきた「市場調整的生産価格」の体系、すなわち私的な擬制価値という価値範疇を含んだ価値論体系に、さらに国家権力の動員によって成立する「国家価格」を、公的な擬制価値として理解し、いっそう具体的で複雑な価値体系を構築することになる。つまり、「国家価格」論の展開をもって、国内価値体系の総括とみなすのである。

そうした論理展開が可能となるためには、国家機構が国民経済と取り結ぶ経済関係を具体的に検討し、「国家価格」という価値範疇が、どのような形態で国家権力を動員した、特殊な擬制価値であるかを明らかにしなければならない。

そこで具体的に検討することになるのが、「国家価格」の導入によって、国家機構と国民経済

との関連を、どこまで論理的に展開できるかということである。確かに、国民経済の中で、国家による労働力や資材を購入する価格として、あるいは国有財産の払下価格として、これらの諸現象を包摂する論理を展開することは可能である。だが、徴収する「租税」を国家価格として論理展開するとすると、租税の対価となる「商品」は何かという問題に突き当たる。

予備的考察(4) 「擬制価値」との関連

私見によれば、国家価格という価値範疇を措定するとすれば、それは、少なくとも『資本論』で展開されている価値体系、すなわち「市場調整的生産価格」という価値体系に含まれている経済的諸関係を内包し、かつ前提しているものと理解している。具体的には、資本制社会を構成する三大階級の物質的基盤である、利潤、賃金、利子、地代という経済学的諸範疇を含んだ価値体系、つまり、擬制価値を含んだ価値体系が、国家価格論を展開する場合には前提となっていると考える。

だが、上述したように、マルクスの「経済学批判体系」における「国家」の内容は、きわめて抽象的であり、外国貿易やその他の経済的諸範疇との関連も論理展開のうえでは、必ずしも明確ではない。

さらに、現代の国家は、国際的な規模で独占資本が支配する社会、すなわち国際的独占資本と癒着したかたちでの国家であり、その限りでは、上向過程への展望として、国際価格、独占価格、国際的独占価格との関連を無視するわけにはいかない。特に、経済学における「国家」については国家独占資本主義との関連で論じられてきたという学説史的経緯がある。

しかしながら、「経済学の方法」に依拠し、価値体系の上向化過程の中で、経済的範疇としての「国家」を論ずるのであれば、諸資本間および資本＝賃労働という経済関係における自由競争を論理的な前提とした国家を措定し、その論理次元で、つまり「資本一般」という枠の中で、「国家価格」を中心とした経済的諸関係についての論理を展開することになる。また、そうせざるをえない。

ただし、ここでは経済的独占を論理的に捨象するが、「国家権力」、換言すれば、「政治的独占」については、これを導入するという論理展開となる。あえて言えば、この政治的独占を伴う国家価格を、特殊な公的擬制価値として位置づけるのである。なお、問題意識に留まるが、政治的独占と経済的独占との相違は、前者が政治的独占であるのに対し、後者の経済的独占は独占資本の蓄積運動、すなわち資本の集中・集積の結果、形成されるものである。

なお、現実との関連では、経済的独占や外国貿易という経済的範疇を無視することはできないが、抽象的な「生産価値」から「市場調整的生産価格」まで上向してきた価値体系の論理段階では、経済的独占や外国貿易を捨象して、国家価格を論じなければならない。

予備的考察(5) 租税および国家政策との関連

理論問題として、もっとも困難な問題は、国家機構の経済的基盤をなす「租税」、および国家の運動としての「国家政策」の取り扱いについての検討である。

特に重要なのは、租税との関連である。国家権力による収奪である租税を、いわば「強権的擬制価値をもった商品の対価」として取り扱うのは、いささか難点があるように見える。本稿では、

租税を「国民的諸権利の総体」という商品の対価と見なしている。なぜなら、租税を「収奪的経済関係」と見なすことは、「自由と平等」を前提とする経済理論としては異質なものとなり、方法論的にみて、価値論を抜きにした論理展開をすることになるからである。

現実的にみれば、消費税を含んだ商品の価格や収入印紙などは、明らかに商品形態としての価格、つまり政治的な独占「価格」である。つまり商品価格の形態を通じて、国家権力は一方的に租税を国民から「収奪」している。少くとも現象的にはそのように見える。

しかしながら、資本制経済のもとでは、「自由と平等」という理念のもとに展開される「自由競争」を前提としている。したがって、理論構築をしていく場合でも、租税を単に「収奪」と規定するだけでは、価値関係を無視し、「収奪される側の論理」の論理を欠落させることになる。つまり、租税を、「無関係論」的な経済的範疇とすることになる。

資本制社会における国民は、生存権（営業権、移住権、参政権など）を有しており、これらの諸権利は、国家によって経済的に保証され、あるいは法的に保護されている。これらの諸権利が保証されなければ、国民は納税しないであろう。つまり、国民の諸権利を実現するため、政治的あるいは経済的な「国家からの反対給付⁴⁾」があるからこそ、国民は、その対価として、租税を納入しているのである。「賃金奴隷」や「貧農」という言葉は比喩的に残ってはいても、国民は、政治的には自由で平等であり、決して収奪されるという経済関係だけの奴隷ではない。租税は、国家が、国民の営業や生活にかかわる諸権利を保証するための価格であり、国家は、租税を徴収する権利をもつと同時に、国民的諸権利を保証することが義務づけられるのである。簡単に言えば、租税は「国民的諸権利」の対価である。したがって、国民は国家に対して、国民的諸権利を保証させる権利があり、国家はそれを果たす義務がある。

ところで、多面的に展開される国家政策は、その多くが資本、特に支配的資本の蓄積に資するものであるが、その政策の全てを「国家価格」という視点から把握できるかどうかという問題がある。そこでは、多面的な経済政策の内容を抽象的にはあっても価値論的に分析し、整理してみる必要がある。ただし、本稿では、多様な国家政策と国家価格との関連を整理し、その具体的内容を展開することを留保している。後日の検討課題としておきたい。

予備的考察(6) 「国家価格」の二面性と「国家政策価格」

国家機構がとり結ぶ経済関係として商品価格を問題にするときは、販売面と購買面という二つの部面から把握しなければならない。

販売面での国家価格、すなわち国家が販売する商品の価格としては、専売商品（酒、煙草、塩など）の価格がある。また、専売商品ではないが、消費税や関税などを含んだ諸商品の価格、さらには政策的性格が強い国立学校の授業料などがある。特に重要なのは、土地、立木、船舶、建造などとして存在している国有財産（普通財産）の払下価格である。

国家価格のもう一つは、国家機構が購入する諸商品の価格、すなわち国家購入価格である。具体的には、国家による土地や建物の購入価格、また国家が公務用として調達する諸商品の購入価格、さらに公務員や臨時雇用者に対して支払う賃金も国家価格である。

こうしてみると、「国家価格」の概念には、販売と購入という二つの側面があり、しかも、それぞれが自由競争市場における需給関係の枠組みを越えた、つまり「国家権力を動員」した形態

での価格形成の問題として、つまり価値論的には、新しい論理次元における擬制価値論として考察しなければならない。さらに、国家権力の動員には、直接的商品売買に関連するものと、国家政策を通じて、間接的に関連するものがある。

予備的考察(7) いわゆる「後半体系」との関連

価値体系の上向過程における国家価格の意義と限界という問題もある。抽象から具体への延長線上で、国家価格を、資本の蓄積運動という視点から把握していく場合、外国貿易、世界市場、恐慌（景気循環）、さらには独占、ひいては国家独占、国際的国家独占といった経済的諸範疇を捨象することになる。つまり、「国家価格の第一形態」を論ずる場合には、現実の複雑な経済的諸関係とは、切り離された抽象的な次元での論理展開となる。したがって、価値論として「国家価格」論を展開していく場合には、内容的には、より複雑な経済関係を含むことになるとは言え、その論理展開には限界性を含んでいる。このことを、きちんと、踏まえておかねばならない。

言い換えれば、この問題は、社会科学としての「経済学の方法」とも関連している。つまり上向過程（理論構築過程）においては、「国家価格」についても、「自由競争」的論理次元のもので、つまり「資本一般」という論理次元で、検討するという方法論的必要性と同時にその限界性を明確にしておかねばならない。

繰り返すようだが、現代における経済理論としての「価格」は、恐慌や独占、さらには外国貿易や世界市場などとの関連が重視されるべきであるが、そうした複雑な理論を的確に構築していく一里塚として、こうした抽象的な論理次元での「国家価格」論の構築が、まずもって必要であり、それが「国家形態でのブルジョア社会の総括」とも関連しているのではないかと考える。

以上、擬制価値の一形態としての国家価格を抽象的に措定し、これを社会的再生産との関連で論理を展開するためには、極めて多くの方法論的問題について予備的な考察が必要であることを明らかにした。

第二節 資本制国家と国民的諸権利

本稿の研究課題とその理論的問題点の所在については、既に「はしがき」および第一節の予備的考察で述べたとおりである。それを簡潔に言えば、擬制的価値範疇としての「国家価格」について、その一般的概念規定と諸形態、価値体系における位置、国民経済との関連、経済理論構築との関連について考察するということである。

そこで、まず検討しなければならないのは、研究対象である「国家価格」の理論的前提となる「資本制国家」という経済的範疇の概念を明確にすることである。そのことによって、抽象的ではあっても、社会的再生産との関連で国家価格を明らかにすることが可能となるからである。

「国家」一般は、超歴史的存在ではなく、私的所有を基礎とする階級社会の形成と共に登場してきた歴史的産物である。国家は、支配階級が一定の領土と国民（被支配階級）を支配しながら、階級的利益を取得する体制を維持する権力機構の総体である。すなわち国家は、支配階級が歴史的發展段階に規定された階級社会体制の保全とそれによる階級的利益の取得・確保を目的とする

権力機構の総体である。この権力機構は社会的産物であるが、ひとたび成立すると、この権力機構は、みずからを維持するための物質的基盤を確保しなければならない。そこで、権力機構は、あたかも社会の外にあるかのように振る舞いながら、被支配階級から租税（貢納を含む）を徴収することになる。

これまでの階級社会は、貢納制社会⁵⁾、奴隷制社会、封建制社会、資本制社会という形態をとりながら、歴史的に発展してきた。

資本制社会における国家は、資本制国家である。その国家権力を掌握しているのは支配階級である資本家階級であり、その中でも有力な資本家層である。

資本制国家は、私的資本制的所有制度を基礎とする生産様式、すなわち資本制社会を支配する権力機構であり、その基本的目的は、資本家階級が資本蓄積を進める体制を堅持することである。そのため、資本制国家は、労働者・農民・中小企業者に対して、政治的・経済的・思想的に抑圧しながら、同時にみずからが存続する物質的基盤として租税を徴収する。

この資本制国家は、資本家階級が支配する権力機構として存在し、国内外にわたって国家権力を行使して、一つの社会を統括する。すなわち、資本制国家は、巨大な軍事・警察機構を基礎としながら、国の外に向かっては、軍事および外交機構を通じて、一定の領土と人口（とくに労働力人口）を統括し、国内においては、立法・司法・行政機構を通じて、一方で、支配的な資本家階級による生産手段の私的所有を保護し、他方では、労働者階級をはじめ、農民、中小企業者などを政治的、経済的、思想的に抑圧することによって、資本＝賃労働関係を基礎とする資本蓄積構造を統括・維持している。

そのため、資本制国家は、資本制社会の最も初期の段階では、「自由と平等」という政治的理念のもとに、封建的土地所有関係およびそれに規定された封建的身分制度を崩壊させながら、一方で資本の原始的蓄積を行い、他方で、「二つの意味で自由な」労働者階級を創出し、資本＝賃労働関係を基礎とする資本制生産様式を下部構造とし、あわせて、その上部的諸関係をも包括した資本制社会を成立させたのである。

このように、資本制国家の軍事・警察・監獄などの権力機構は、立法、司法、行政を掌握し、国民大衆から租税を徴収することによって、自らの経済的基盤を維持し、資本家の階級的利益に資するような諸政策を施行する。

繰り返し述べるが、資本制国家は、資本家階級が支配する権力機構の総体である。だが、それは資本家階級の中でも、有力な、すなわち大きな資本を所有する層が支配する権力機構である。等しく資本家階級であっても、その階級の大部分を占める中小資本家層は、この権力機構の外に置かれることになる。つまり、資本制国家は、資本家階級一般が支配するのではなく、その一部の限られた富裕層（有力な資本家層）が支配する権力機構である。支配的な資本家層は、立法、司法、行政を行う国家機構を形成・支配し、つまり、国家権力を掌握することによって租税を徴収し、階級的利益のために、すなわち資本蓄積に資するために、これを行使するのである。つまり、国家権力機構の物質的基盤は、労働者階級や農民、中小資本家層も含めた国民大衆から収奪する租税である。この租税は、その反対給付が直接的には目に見えないので、商品売買関係として、つまり価値・価格現象として直接的には、現れてこない、いわば収奪的な経済関係であるかのように見える。

だが、経済学としては、前にも指摘しておいたことだが、この租税を、国家と国民の収奪・被収奪関係として、いわば政治学的に把握するだけでよいのかという問題がある。

この問題については、国家（機構）は、その内外的諸関係において、国民の生命および生活（関連する諸権利を含む）の擁護、国民大衆が所有する私的財産を保証するという「反対給付」を行う「義務」がある。したがって租税を単に「収奪」とのみ規定するだけでは、価値関係論に立脚する経済学にはならないと考える。つまり、国民は、「国民的諸権利の保証」という商品を、納税という形態で、購入するのである。それを補完する論理は、資本制社会の成立過程において、「自由と平等」という政治理念が展開されたという歴史的事実の存在である。この政治理念のもとでは、権力による被支配階級からの収奪という経済関係は、論理的に否定される。極端に言えば、「自由と平等」を政治的理念として成立した資本制国家のもとでは、徴税権（課税権）が存在する論理的根拠はない。同じことだが、論理としては、国民一般には、納税の義務はない。だから、論理的には、資本制社会における租税は、これを「自由で平等な経済関係」、すなわち等価交換を前提とした「商品売買関係」として経済学的に把握しなければならない。

したがって、政治学ではともかく、経済学としては、租税を「一方的な収奪」とみなすことはできない。それは、「資本一般」という論理次元を無視し、かつ、価値関係の存在を否定することになり、かつまた、現実的にも、納税者たる国民が、徴税については課税の平等性を、そして、租税の用途については、民主的配分を求める権利の存在を否定することになる。

いささか先取りする形になったが、この点については、価値体系論からみて、もう少し踏み込んだ議論をしておこう。

周知のように、価値論体系というのは、（生産）価値から上向して、生産価格、市場価値、市場生産価格、そして「価値実体をもたないが価格をもつ」という擬制価値、すなわち市場調整的生産価格論まで含んだ価値体系のことである。マルクスは『資本論』で、直接的な文章ではないが、この体系を内容的に設定している。この市場調整的生産価格論までの価値体系をふまえながら、さらに上向し、「国家権力」を行使する「国家機構」を経済的範疇として定立させるならば、この租税は、「国家機構」が保証しなければならない「国民的諸権利の保証」という商品の価格として把握しうる。その限りにおいて、「国家価格」を、より高次の価値範疇として措定することが可能となる。

では、その「国家的諸権利」とは具体的に何かということが問題となるが、それは以下のようなものである。

「国家的諸権利」という商品は、国民の居住権、移住権、発言権、私的所有権（財産権）、営業権、参政権（選挙権・被選挙権）、被教育権、生活保障権などのように、国民が享受する諸権利の総体である。資本制国家は、義務的行為としてこれらの諸権利の総体を国民に保証しなければならない。これら国家によって提供される諸権利の保証は、価値実体はないが、現実的には価格をもった保証として国民に給付されることもある。

しかも、この国民一般がもつ諸権利は、地代（土地の排他的使用権の価格）や利子（貨幣の排他的使用権の価格）のように、個別的に所有されている私的権利の価格ではなく、個別的に現れる場合もあるが、その多くは、国民一般が享受する諸権利の総体である。

国民一般は、諸権利を保証される対価として租税を支払うのである。逆に言えば、国民一般が

支払う租税の反対給付として、国家は、国民的諸権利を保証するのである。このように、国家機構は、「国民的諸権利の保証」という総体的な擬制価値を「販売」し、租税を受け取る。他方では、権利保証の多くは、法的な形態をとりながら、その法的保証を実現するために、物的経済関係としては、国家財政からも一定の支出することになる。それが「納税と反対給付」という経済関係の一般的形態である。

しかし、その支出は、公共性という外皮をまといながら、つまり、その階級的性格を隠蔽しながら、あたかも国民一般に対する「諸権利の保証」であるかのように配分されるのである。租税が収奪の関係としてみえるのは、ここに一つの原因がある。

もう一つの原因は、課税と配分の階級的不平等性にある。

国家による財政配分の現象形態は、時と場合によって異なり、実際には、輻輳しながら、国民の諸々の集団に集中して、あるいは特定集団に分散して、あるいは特定の用途目的に対して給付されることになる。翻ってみれば、こうした「国民的諸権利の保証」という商品の対価として、国民は租税という「価格」を支払うのである。

以上、租税を国民的権利と関連させながら論じてきた。さらに、この租税という国家価格についての詳しい検討は、資本制国家と社会的再生産について論ずるところで行う。

さて、上部構造としての資本制国家は、国家権力を保持する組織として国家機構を形成し、かつ、これが独自の運動を展開する。この独自性が、資本制国家の本質である階級的性格を隠蔽する。また国家機構による社会的再生産の統括的機能が公共性という外皮をもたせ、財源配分の階級性を隠蔽するのにいっそうの拍車をかける。

さらに、資本制国家は、資本蓄積体制を維持するという目的に合致する限りにおいて、被支配階級である労働者階級や農民層、中小資本家に対して、一定の譲歩を、つまり慰撫的運動（これとて階級闘争の結果である）を政策的に展開する。このことが、資本制国家の階級的性格をますます隠蔽することになる。

第三節 国家価格の諸形態

本節では、資本制国家機構と国民経済との関係を、商品交換関係として整理する。なお、国家機構が取り結ぶ国内的経済関係は、おおまかにみて、以下の五つに分類することができる。

(1) 国家機構存続のための物質的諸要素の調達関係（国家調達価格）

その第一は、権力機構としての国家、すなわち国家機構は、それ自体の存続のために国民経済と一定の経済関係を取り結ぶ。

資本制経済のもとでは、国家機構は、それを構成する物質的諸要素（労働力を含む）を「貨幣」（国家財政からの支出）でもって購入し、それを調達する。つまり国家機構が購入する商品の価格は「国家価格」である。そこで問題となるのは、この「調達する」形態の国家価格（国家調達価格）と、一般的な価格（市場調整的生産価格）との概念的相違である。その相違は、後者が、諸商品の個別的な所有権の価格であるのに、国家価格は、国家権力が介在した、公的権力の価格であ

る。つまり、私的権利と公的権力という相違が、同じ擬制価値であっても、私的擬制価値と公的擬制価値という相違を生み出すのである。

(2) 国家財源の調達関係（租税価格）

第二に、こうした物質的諸要素を確保するためには、それが可能となる財源が必要となる。その財源は、主として租税であり、その前借りでもある公信用（国債や紙幣の発行等を含む）である。国家機構は、こうした収入を貨幣形態、時としては物納形態で取得するので、それを特殊現象的にみれば、租税を国家価格の一形態と見なすことができる。

しかし、既に検討したように、租税の暴力的徴収（収奪）という経済関係は、資本制経済における「自由と平等」という理念に立脚した等価交換原則からみて、異質的である。つまり、「収奪」という経済関係を、「自由と平等」を原則とする商品交換関係（価格関係）とみなし、租税を価格（国家価格）と見なすことには、論理的に「無理」があるかのようにみえる。この「無理」とは、租税の対価となる反対給付が、直接的には目に見えず、給付形態が不平等であることによって生ずる。

ところが、「資本一般」における価値論体系との論理的整合性という視点からみると、社会的再生産における租税や公信用は、「国民的諸権利の保証」という特殊な商品の価格と見なさねばならない。なお、ここまでの発想は、論理的展開は思弁的である。

また、「国民的諸権利」という経済的範疇の具体的内容、および、その不透明性と階級的不平等性についてのいっそう詳しい分析が必要となるが、その分析については、後に行う。

(3) 国有財産の払下関係（国有財産払下価格）

これは、国家財源を調達する経済関係としては特殊なものだが、国有地やその他の国有財産（普通財産）を売却（払下）することによって、財源を確保するものである。その場合の国家価格を、「国有財産払下価格」とする。なお、国有財産の売却関係は、その商品が目に見える形態での経済関係なので、これまでの国家価格とは性格が異なる。問題は、「自由と平等」を理念とする国有財産の売却という経済関係に、国家権力がどのように介入するのかということである。まさに、この点に、この種の国家価格がもつ特殊性がある。別の言葉で云えば、国家権力の動員による擬制価値の存在形態とその階級的不平等性についての分析が必要となる。

(4) 国営企業の商品売買関係（国営企業による商品の売買価格）

第四は、国営企業の存在と国民経済との関係である。ここでは、国営企業が購入する商品の価格、また国営企業が生産し、販売する商品の価格、すなわち、国家価格が一般価格と同じような形態で現れる。つまり、国営企業は商品の売買という二つの経済関係をもつので、そこでの国家価格は、(1)と(3)という二つの国家価格形態をもつことになる。ただし、この国営企業が「利潤を追求する限りにおいて」、一般の企業、別の表現では「資本」と同じ経済関係をもつことになる。では、国営企業の商品売買関係において、どのように「擬制価値」が現れるのか、その特殊性について検討しなければならない。

そのことは、国営企業を「資本」、つまり「国家資本」と単純にみなしてよいかという問題で

もある。ここでは、国営企業が社会的再生産の中で果たす役割を、固定的かつ観念的ではなく、それが資本制経済の発展とともに変化するという視点で分析することが問題を解明する鍵となる。

なお、国営企業と類似的な性格をもった企業が販売する商品価格として、「公共料金」がある。電力、水道、ガス、通信運輸関連などが提供する商品の価格がそうである。ただし、これらの料金は、国家政策との関連が強く、その意味では、「国家価格」というよりも「国家政策価格」とみなすほうが適切かと思われる。

(5) 国家財政の支出関係（国家政策価格）

第五は、国家によって展開される諸政策が、国民経済、すなわち社会的再生産に及ぼす経済関係である。ここでは、景気回復政策としての国家需要の拡大政策をはじめ、運輸・エネルギー政策、工業用地確保政策や財源確保政策として展開される国有財産の売却、種々の社会保障政策、文化・教育・スポーツ政策などがある。

もとより、ここに登場する経済主体独自の蓄積運動があるが、そこでの商品売買価格が国家政策によって規制される場合、それは国家規制価格となる。

また、こうした経済主体に対する経済的給付がなされる場合、その給付についての性格と価格が問題となる。つまり、「国民的諸権利の保証という商品の価格」である租税からなる財政資金を支出し、その諸権利を実現、あるいは保証する場合、そこに生ずる階級的不平等性が問題となる。具体的には、国家財政の支出が、資本蓄積過程において、また一般的物価水準、ひいては生活水準などに及ぼす影響について検討しなければならない。これらを一括して、「国家政策価格」として、(4)までの「国家価格」とは区別する。

ただし、既にもておいたように、国家政策は多様であり、それとの関連して変化する価格形態も多様である。そのため、本稿では、その具体的な分析をせず、別の機会に検討したい。また、輸出振興政策など国際的な経済関係に関連する諸政策や独占企業の利益保証政策などについても、「上向法」という経済学の方法からみて、本稿で検討する「国家価格」の論理次元を越えるので、これらを除外している。

以上、見てきたように、国家をとりまく五つの国内的経済関係によって、国家価格の形態が異なる。したがって、それぞれについて、具体的に検討することが必要となる。

次節以降では、上記した、国家をとりまく五つの経済関係のうち、第一から第四までの経済関係として現れる国家価格の諸形態について検討する。

第四節 国家機構と購入価格

資本制国家が一つの機構として存在し、その持続のためには、幾つかの物質的諸要素を確保することが必要である。その諸要素というのは、①機構の構成員の確保、②機構が機能する建造物（土地）の保有、③機構が機能するための諸資材の保有である。

さらに国家は、④こうした諸要素を確保するため、それらを貨幣で購入するのだが、その場合

の購入価格は国家価格である。問題は、国家機構が、その商品購入に国家権力をどのように介在させているかである。つまり、国家機構が商品を購入する場合の経済関係を「国家価格」という経済的範疇でもって、論理展開できるかどうかということである。以下では、その点についてやや詳しく検討していくことにしよう。

① 労働力の購入価格

国家機構の構成員は、立法を担う国会議員と、立法、司法および行政を事務的に行う一般的公務員とから構成されている。両者を一括し、かつ極めて単純化して表現すれば、「公務員」である。つまり、国家機構の存続には、この公務員（労働力）が必要であり、そのために国家は、「公務員」を雇用し、労働力の対価として賃金を支払う。

この「公務員」は、その業務内容が、国民経済との関連で果たす社会的役割から見て、大きく二つの部類に分かれる。すなわち、その一つの部類は、国家権力の担い手であり資本家階級（その支配的な層）の利益を代弁する「官僚」および政府要人となる。もう一つの部類は、その実務を担う労働者層である。しかしながら、ここでは、二つの部類の労働力（業務）が国民経済に果たす具体的な役割については検討しない。また、国家公務員と地方公務員との区別もしない。それらは後に残された検討課題である。ここでは、国は国家機構を存続するために、賃金を支払って「公務員」を確保することが必要だという一般的な指摘だけでよい。

ここでの問題は、この公務員に対して支払われる賃金、すなわち公務員賃金を「国家価格」とみることができるかどうかということである。

一般的に言えば、賃金は、労働力という価値の貨幣的表現である。公務員賃金は、現象的には、国家機構の「長」から支払われているように見え、また抽象的には「国家」という社会的存在から支払われている。だから、ここでは、「国家」とその具体的存在としての国家機構の社会的性格、つまり物神性によって隠蔽されているところの国家権力を掌握しているのは誰かという階級的理解が必要となる。いうまでもなく、それは支配的な資本家層であり、ここでの研究対象外であるが、それはやがて独占資本家層へと移行していく。だから、公務員賃金とは、社会関係からみれば、そうした支配的資本家層が掌握している国家権力によって支払われる賃金である。

なお、この「支払われる」という点だけに視点をおき、これを「国家価格」とするならば、「公務員賃金」の水準は、国家側の論理だけによって決定されるかのようにみえる。だが、現実には、それだけではない。

「国家価格」としての公務員の賃金水準は、一方では、労働力の価値という一般的規定によって、また他方では国家による意志（政策）によって特殊的に決定される。一見すれば、これは一つの論理矛盾のようにみえる。この現象的論理矛盾を止揚するためには、労働力市場における賃金決定のメカニズムを想起すればよい。

賃金一般は労働力の価値であり、その貨幣的表現形態としては、労働力の価格である。したがって、その賃金水準は、他の商品と同様に、同一部門における労働力の需給関係によって、またその他の産業部門における賃金水準との競争関係によって規定される。

さらに、「より高次元の一般的賃金水準」が特殊的に形成される。それは景気循環や外国人労働力の雇用などとの関連によって規定される特殊な賃金水準である。

公務員賃金は、そうした「より高次元の一般的賃金水準」を前提として、さらに高次元の要因、すなわち、「国家権力の介入」によっても賃金水準が規定されることになるのである。

そこで問題は、公務員の賃金水準が国家権力によって規定されるのは何故かということになる。換言すれば、この特殊性は、資本制国家の権力機構が果たすべき階級的役割とは何かという問題に帰着する。それは、資本家階級の階級的利益を確保するために、賃金決定に際して、国家権力を発動するということである。

資本制国家は、その社会における一般的な賃金水準を低く抑えるために、公務員の賃金水準を一般的賃金水準よりも低く設定する。これは、資本家階級の利益を擁護するために必要な資本制国家の基本的な役割であり、それを踏まえた賃金政策のもとに、公務員賃金は体系化されている。

公務員賃金の階級的性格は、賃金水準として量的に現れるだけでなく、賃金体系においても階級的性格が現れる。それは、賃金体系における「種差化」である。つまり、業種分断型と階層分断化の賃金格差体系である。この賃金体系が、労働者階級における各層の分断化をおしすすめ、統一と団結による労働者階級の運動を分断化することになる。もっとも、こうした分断的格差をもった賃金体系は、「国家価格」としての公務員賃金だけにみられる固有の現象ではない。

ここで、公務員賃金を国家価格とみなす論理を整理しておこう。

資本＝賃労働関係を基礎とする資本制経済のもとでは、賃金を労働力価値の貨幣的表現形態と規定し、それが市場調整的生産価格が登場するまでの各種の競争関係を通じて、「高次元の一般的賃金水準」を決定してきた。だが、ひとたび国家権力が介入すると、より高次元の賃金決定メカニズムが形成される。その基底的作用を果たすのが、国家機構に勤務する公務員の賃金体系と賃金水準の「種差化」である。その意味では、「国家権力の介入」による公務員労働力の特殊な価格論、すなわち公務員賃金論が展開されることになる。すなわち、「国家価格」としての「公務員賃金」であり、それは公務員だけでなく労働者階級全体の賃金を低水準におし留めるための賃金水準を基本とする。したがって、公務員賃金は「国民賃金抑圧政策」の基底となる「国家価格」としての賃金であり、より正確には「国家政策価格」である。

② 国家機構諸施設の購入価格

国家機構では、その「勤務者」が業務（立法、司法、行政）を行うためには、なんらかの施設や土地が必要である。いわゆる行政財産が必要となる。

具体的には、国家機構が国家権力として機能する建造物（庁舎や刑務所等）や土地（庁舎敷地をはじめ国道や国有林用地、水域等）など多様な用途目的の不動産が必要である。これらは全て国有財産（行政財産）を形成する。

国家が国有財産を保有するということは、資本制国家ないし資本制経済を論ずる場合には、その歴史的発展過程の結果をふまえることが、論理展開の前提となる。すなわち、資本家階級およびその統括機構としての資本制国家は、封建制社会から資本制社会へと移行する場合に、いわゆる本源的蓄積過程として、封建権力が保有していた領主財産をはじめ、寺領、農地などを収奪していく。この収奪過程を通じた国有財産の所有を資本制国家は、論理展開の前提としているのである。つまり、この論理的前提となっている国有財産の所有（強奪）過程については、等価交換を前提とした資本制的価格論として論ずることはできない。

しかしながら、資本制国家が形成されてから後も、国家はその権力機構を拡大するために、多くの国有財産（ここでは行政財産としての不動産）が必要であり、かつこれを購入していく。それらは、立法・行政・司法機構を担う庁舎の国家的・地方的整備、教育制度の拡充のための学校施設、軍事関連施設、各種国営企業の施設、交通通信施設用地、医療関連施設、宿舍用地などの不動産である。

資本制経済一般の場合には、こうした不動産は「市場調整的生産価格」で売買される。しかしながら、この売買過程に、「国家権力」が介入すると、それは「国家価格」へと転化する。あるいは、国家価格へと転化する可能性がある。

諸資本間及び不動産所有者との競争によって成立する市場価格は、いわば不動産売買における「本来的な適正価格」である。通常であれば、国家は、この本来的適正価格で不動産を購入することになる。しかし、時と場所によっては、国家は、国家権力を行使した特殊な価格、すなわち国家価格で購入する。時としては、「御国のために」や「公共目的に供するため」という名目で、あるいは官憲の威を借りて、本来的適正価格よりも低く、場合によっては無償で、国家は不動産を取得する。また、特定の場所にある不動産を緊急に必要とする時は、実質的に「没収」によって取得する場合もある。いわゆる「強制収用」である。国権の発動である強制収用法の適用は、その典型的な不動産買取方法である。

極論すれば、国が不動産を購入する価格は、それが緊急に必要な場合でも、市場価格（適正価格）を上回ることはない。ただし、特別の場合には、市場価格よりも高く購入することがある。それは相手に利益をもたらす高価格であり、これもまた国家価格である。

ここで要約しておこう。国が不動産を購入する場合の基本的原則は、あくまでも「適正価格」であり、それは「自由と平等」を原則とする資本制的経済法則だからである。

しかしながら、先にも例示したように、国は多くの場合、その権力を行使して、市場価格よりも低い価格で購入する。むしろ、それが一般的である。この低い価格は、まさに国家価格である。そして、このような国家価格は、「国民財産収奪価格」とでも名付けられよう。

③ 国家機構の資材購入価格

国家機構が機能するためには、各種の不動産に加えて、多くの資材が必要である。具体的には、国家権力の物質的素材（暴力装置）である各種の資材（戦闘車両、艦船、航空機、銃砲、弾薬等）をはじめ、什器、書類、文房具、衣料、食料品などの日常消耗品が必要である。そして、これらが在庫として存在する限りでは、国有財産を形成する。

国は、これらの資材や日常的消耗品を年々購入するという経済関係をもつ限りにおいて、国民経済と関連し、社会的再生産の一部を構成することになる。

さらに重要なことは、国家機構の特殊な機能を維持するために必要な資材購入にあたっては、納品の品質保証、時としては機密保護のための「信頼」が不可欠となる。そのために、国家機関と資材販売業者との関係が長期的に固定化する傾向がある。もとより、業者の選定にあたっては、「自由と平等」という経済原則から競争入札などの方式などが利用される。しかしながら大量の資材購入や特殊製品の購入にあたっては、「取引の安全性」（信用性）という点で、業者を特定化する傾向にある。場合によっては、業者間での談合によって、業者が選定されることもある。

問題となるのは、その購入価格である。原則的に言えば、国が消耗する資材を購入する場合には、いずれも「適正価格」でなければならない。だが、実質的には、二つの購入価格がありうる。

その一つは、市場価格よりも高く買う場合がある。例えば、市場取引の競争関係が不完全な場合、あるいは購入する商品が、きわめて特殊である場合、さらには本稿での論理次元をこえるが、技術独占や国際的独占のもとにある商品、例えば、外国製の特殊兵器などを購入する場合には、その傾向が強い。

購入する商品が、大量あるいは高額である場合、国家機関の中に、業者や購入価格に関する委員会が設定される。また事後的ではあっても、会計監査組織（例、会計監査院）によって点検される場合もある。つまり、こうした特殊な商品であっても、購入するのは、あくまでも「適正価格」でなければならない。それが大原則である。

しかしながら、「適正価格である」と判断されても、実質的には超過利潤（独占の高利潤）を含んで価値実現された特殊商品の場合、その超過利潤の利潤の一部が、多様な形態でもって国家権力へ還元される場合がある。この場合には、還元された超過利潤部分が、国家権力の中枢部（官僚や政府要人）を支える物質的基盤（政治資金）となりうる。このような国家価格は、「高利潤保証価格」とでも呼ぶことが出来よう。なお、本稿では、国際的経済関係や独占などについては論理設定の枠外としているので、これ以上には触れない。

もう一つは、逆に、市場価格よりも安く購入する場合がある。国家機構による日常的消耗品の購入は、量的に多く、しかもそれが継続的に行われるので、取引相手が固定化する傾向がある。そのような状況にある場合には、納入する業者は商品価格を割引することが多い。つまり、取引業者は、納入商品の価格を割り引くことによって、国への商品納入権、すなわち国家機構と売買契約できる資格を取得することになるからである。つまり、「随意契約」の対象者となりうるのである。

周知のように、国家機関による日常消耗品の購入価格は、『積算資料』などの手引書に依って算定され、決定される。これは、まさに国が指導する「適正価格」である。だが、この適正価格よりも低い価格が、「適正ではない価格」と評価されることはない。このような国家価格は「参入許可価格」とでも称することができよう。

第五節 国家機構と販売価格（とくに租税）

国家機構は、上述した三つの物質的財貨（労働力を含む商品）を購入する財源を必要とする。国家はその圧倒的大部分を国民大衆からの租税徴収によって賄う。つまり、租税が資本制国家の基本的な財源であり、国家権力を行使する国家機構は、この租税を中心として維持され、活動することになる。

なお、租税以外の国家収入としては、国営企業（専売公社を含む）の収益金や国有財産の売上金などがある。また、その収入の前倒しとしては、国債の発行による「収入」がある。

さて、現象的に見れば、租税は「自由と平等」という資本制経済の原則に立脚した商品の「価格」とは見えない。しかしながら、少なくとも、金額として表現することはできる。視点を変え、

かつ極論すれば、「国民的諸権利の保証」という商品の価格（国家価格）とも考えられる。また、ここでの検討課題ではないが、国営企業が生産し、供給する諸商品の価格は、その形態はともかく、「国家価格」である。

これらの「国家価格」は、国家が提供する「商品」の販売価格である。そして、これはこれまでに検討してきた購入価格としての「国家価格」とは性格が異なる。このことは、同じ国家価格であっても、国家機構と国民とが取り結ぶ経済関係の相違によって、販売価格と購入価格という性質の異なった二つの種類があることになる。

以下では、購入価格としての国家価格について、つまり租税や国営企業が販売する商品の価格について擬制価値という視点から考える。

① 国家価格としての租税

本稿では、租税を国民的諸権利の保証という商品の価格（国家価格）と見なしている。ところで、租税には多様な形態があり、それだけに多様な視点から国家価格として把握することができる。なお、租税を国民経済との関連で問題にするときには、直接税（取得税）と間接税（支出税）という二つに分けて検討するのが適当である。

だが、資本家にとって、また国民一般にとってみれば、いずれの形態の課税も、「自由と平等」を理念とする資本制的経済関係の基本原則（自由競争と等価交換）ではなく、これを現象的にみれば、まさしく国家権力による「収奪」である。ここには、抽象的ではあるが、国家権力と私的所有権との一般的な対立関係があり、さらに、その深層には、支配的資本家層と中小資本や農民を含む国民大衆との階級対立がある。このことを念頭におきながら、国家機構を維持するための租税を国家価格の一形態とみなすことについて検討していこう。

直接税は、私的に所有する財産や収入（利潤、利子、地代、賃金など）を対象として課税するものであり、これに対して、間接税は課税対象と指定した経済行為（購入・流通）が個人（法人を含む）にある場合に徴収する租税である。

まず直接税から「価格」という点について検討してみよう。直接税は、まさに国が租税納入者（財産所有者や所得者）から直接的に徴収する租税である。つまり、その徴収時点では、国は何らの反対給付を行わずに租税だけを徴収する。その限りにおいて、直接税は国と国民（財産所有者および所得者）との対立関係のもとに徴収される租税である。

ところで、商品の直接的な売買関係が目に見えない直接税の場合には、それを商品の価格として、つまり国家価格として把握することは、現象的にみて困難である。つまり、両者は交換関係にあるのではなく、直接税は国家による国民からの「収奪」であるかのようにみえるからである。

しかも、租税を商品の価格とみなすことの困難は、租税の反対給付として国家が国民に還元する商品（反対給付）の実体が不明であり、かつその階層的還元比率が不平等なこととも関連している。この点は後に検討することにして、この種の国家価格を、無規定的であるが、「租税負担価格」と呼ぶことにする。先へ進もう。

それでは間接税（支出税）の場合はどうか。

間接税は、課税対象と指定した商品を個人（法人を含む）が購入したり、使用したりした場合に徴収される租税であり、この場合には、租税が商品価格に付加される形で徴収される。これを

価値論的にみれば、市場価格（市場調整的生産価格）に、租税が付加された価格として現れる。つまり、商品購入者は、租税部分を価値実体が無い商品の価格部分として支払う。この限りで、租税部分は社会的擬制価値であり、その行為は反対給付のない「収奪」のように見える。見方を変えれば、そこでの商品価格は、市場価格に、公的擬制価値を加えた国家価格となる。つまり、租税の反対給付が見えない以上、それ自体としては、明らかに不等価交換であり、収奪価格として見られるべき性質のものとなる。

しかしながら、この種の租税は、その用途目的が明確な場合が多く、その租税がその用途目的に支出されるかぎり、必ずしも不等価交換とは言えない。例えば、用途目的を「社会福祉」とする間接税は、その徴収された租税が「そのまま」社会福祉部門に支出されるならば、時間的なズレはあっても、社会福祉サービス（国民的諸権利の保証）という商品として、国民一般へ還元されるからである。

ただし、それは旧来の財源から社会福祉部門への支出額が減少しないかぎりでのことである。もし旧来の社会福祉部門へ支出されていた財政資金を削減するならば、状況は異なる。つまり、その減少した部分は、国家機構維持費用を含むその他の財源へと転化されるからである。

同時にまた、こうした目的による財政支出が、その目的ごとに、国家機構の維持とどう関連しているのかという検討が必要である。つまり、遡って、ここでも、「国民的諸権利への還元」（以下、「国家からの還元」と略記）の実体とその形態、さらには階級間における還元比率が問題となる。

さらに、この間接税の場合は、具体的には消費税（流通税を含む）や入浴税のように、租税支払者と、それを財源とした国家保証の還元受取者との間にギャップが生ずる。それだけではない。間接税の場合には、国民大衆に対する平均的な課税傾向があり、所得差による累進課税との対比では、明らかに「大衆課税」という性格をもつことになる。つまり所得階層差を無視した租税徴収形態であることが問題となる。

こうした問題点があるものの、市場価格に租税分を加えた商品の価格、それを国家価格とするならば、これも「租税負担価格」という形態の国家価格となる。

なお、租税との関連では、関税（流通税）を無視できないが、国際的経済関係を捨象しているので、ここでは検討しない。

② 国営企業の販売価格

国家財政を支える収入、とりわけ国家機構を維持するための財源として、国営企業の利益を収納するが考えられる。その典型は、特定の商品を国家が専売（生産面も含む）することによる獲得できる利益を収納し、これを国家機構の維持費や権力行使の費用へと転用することである。

歴史的にみると、資本制経済へと移行する時代の、いわゆる特権的企業（オランダやイギリスの東インド会社、スペインの南米における鉱山業など）がそうであったし、資本制経済が確立した後も、その一部は営業を続け、国家財政に寄与し、その限りでは、国家機構そのものの維持と権力行使に役立ったのである。

資本制国家による国営企業（企業用財産）の設立、とりわけ専売企業の設置は、「自由と平等」を理念とする資本制経済の原理（自由競争と等価交換）を基礎としながらも、国家権力の介入という点では、一般の民間企業とは、異質の経済関係を展開することになる。資本制的経済関係が、

「市場調整的生産価格」による価値体系として展開されるだけでなく、さらに国家権力が介在した価値体系、すなわち国家価格という範疇が新たに導入された、より複雑な経済関係となる。すなわち、政治的独占価格が形成されることになる。

日本における特定商品（酒類、煙草など）の販売利益が、「国家機構の維持」および権力行使にどれだけ転用されたかという具体的分析はともかくとして、それが国家収入の、したがって財源の一部になったことは間違いない。そして、この場合は、まさに間接税と同様に、その商品価格には、高率の租税部分が付加されている。したがって、国営企業の専売となる商品価格は、間接税の場合と同様、「租税負担価格」と呼ぶのが相応しい。ただし、この場合には、「専売」という政治的な独占形態の企業が提供する商品の価格である。その意味で、この商品の価格は、資本の集中・集積を基礎として形成される独占、すなわち経済的独占によって提供される諸商品の価格ではない。むしろ、資本制経済の発展過程とは無関係に、つまり商品経済がある程度発展すれば、それに国家権力が介在して設定される商品価格であり、いわば「政治的独占価格」である。

しかしながら、時代が変われば、こうした国営企業（専売企業を含む）も衰退していくことがある。一般的には構造的不況による産業的衰退が原因であるが、抽出産業の場合には、資源の枯渇という個別的な原因による衰退の場合もある。いずれにせよ、そのような場合には、企業閉鎖したり、あるいは民間企業へと払い下げるか、それ自体が民間企業へ転身することになる。経営主体が変わり、民間企業になっても、その民間企業が、こうした高率の租税を付加した商品販売する場合には、その価格も「租税負担価格」と言えよう。

これまで述べてきたが、国家企業あるいは国家事業による収益が、そのまま「国家機構の維持」や権力行使の費用だけを目的とする特定財源になるのではない。また、国家企業が社会的再生産に果たす役割も時代とともに変化する。この点については、節を改めて、検討することにした。

③ 国有財産の売却価格

国家機構の維持および権力行使の費用を確保する手段としては、国有財産（普通財産）を売却する場合がある。この場合には、その売却した金額がそのまま国庫に入るにしても、それが国家機構の維持および権力行使のための特定財源になるとは限らない。もっとも、行政財産を売却する場合には、その代替施設を新規に建設することが多く、その限りでは、国家機構の維持および権力行使の費用となる。

さて、国有財産（普通財産）の売却価格であるが、これは「自由と平等」という政治的理念に基づいた「適正価格」でなければならない。しかしながら、「適正価格」であっても、資本の論理からすれば、何らかのかたちで、国家権力をもっている支配的資本家層の利益に資する価格でなくてはならない。その形態は多様である。

売却する国有財産が小規模な場合には、一般的販売（競争入札）による価格となり、これには支配的資本家層は関心をもたない。支配的資本家層が関心を持つのは、売却する国有財産が大規模な場合である。その場合には、支払い能力および、その国有財産に特別の関係がある業者に入札を限定（随意契約）することによって、すなわち支配的資本家が利潤を取得できる可能性を大きくすることができる。その売却価格は、「随意契約」方式によって決定されるからである。

この随意契約方式による国有財産（普通財産）の払下価格は、原則的には「適正価格」での売却になるが、なんらかの法的根拠をもって払下されるような国有財産の場合には、「割安」「格安」「激安」と評価されるような低価格の場合がある。これもまた「国家価格」である。

また、地価が高騰したときに、国有地を時価で売却することは、財源の確保という視点から、また国民的経済の視点からみても「適正価格」であるが、これでは支配的資本家層にとっては利潤を取得できる価格とはなりにくい。こうした場合、「国有財産を高く売ることは、地価高騰に拍車をかけるので好ましくない」という理由で、時価よりも安い価格で売却することがある。この時価よりも低い価格が、支配的資本家層にとって好ましい「適正価格」なのである。国有財産の売却は、国家財政が逼迫している場合には、「できるだけ早急な売却」が目的（日本では戦後の一時期がそうであった）となり、そのような場合には、時価よりも相対的に安く売却することがある。これが政策的に行われれば、これは「国家政策価格」となる。

とくに、国有財産が公共的目的に供される場合には、その売却価格は、特別な法的措置によって時価よりも「格安」になることが多い。

こうした国有財産の売却で得た収入の多くは、国家機構の維持と権力行使のために支出されることになるが、その場合の国有財産売却価格は「国家機構維持価格」であると同時に、支配的資本家層にとっての「利潤保証価格」ともなっているのである。

第六節 国営企業と国家価格

資本制国家と資本制経済（社会的再生産）との関連については、これまでに、国家機構の存続に必要な人材、資材および財源確保という視点から素描しておいた。しかしながら、国営企業と国民経済との関連は、それだけに限られるものではない。それ以外に、国家政策として展開される諸事業がある。

この国家政策として展開される諸事業は、国家が直接的に運営する国営企業や国営事業、それから国家が民間企業に委託する事業とに分かれる。また、その中間もありうる。

以下では、国営企業だけに限って、国家機構と社会的再生産との関係を、国家価格という視点から理論的に検討していきたい。

ここで検討する国営企業とは、前項でみた狭義の国家企業、すなわち国家機構を存続するために収益を取得するという国家企業ではなく、むしろ、いわばそれ自体が社会的再生産の一部を構成しながら、同時に、事業を継続することによって、資本制的再生産を維持し、円滑にすることを目的とする国家的企業である。

もとより、この国営企業が収益を挙げ、これを国家の財源としてきたことは既にみてきた通りである。しかしながら、国営企業の社会経済的役割は資本制経済の発展とともに変化していく。

資本制経済が未熟の時代には、資本制的再生産が確立していくような役割、財源の確保をはじめ、生産技術の社会的普及、商品流通や金融の制度的拡充、良質労働力の確保などを目的とした国営企業が設立される。なお、土地、建物、設備、資材などは国有財産のうちの「企業用財産」である。

国営企業の経営が順調になれば、これを民間企業として払い下げられるし、また民間企業の経営が不振な場合には、これを国有企業とする。この国有化および民間払い下げという国家権力の行使は、経済学的には、そして価格論的には極めて難しい問題を提起することになる。多くの場合、それは国家政策と結びついているからである。

経済学的にみると、国有財産（企業用財産）である国営企業の民間企業への払い下げ（民営化）は、「国民が所有する財産」を私的企業の財産へと転化させることであり、この場合の払下価格は一般的に時価より格安であり、敢えて言えば、「国有財産（国民共通財産）収奪価格」となる。

次に、国有化の問題になると、民間企業ないし産業の国有化が国民経済にとって、どれだけの有用性があるのか、その必要性が問われることになる。さらに、国有化対象企業あるいはその総体としての国有化対象産業に対して、どれだけの補償金を支払うかという問題もある。

さらに資本制経済における不況が構造的になれば、まさに支配的な資本がその利益を確保できるような運動を国家は政策的に展開する。

このように、国営企業と国民経済との関連については、検討しておくべき問題が幾つかある。その一つは、国営企業を「資本」とみるかどうかという問題である。

国営企業は社会的再生産（生産過程および流過程）の一部を担っており、国家として労働者を雇用する。だが、この賃労働者を雇用しているのは、民間企業の資本ではなく、国家である。これを現象的にみると、ここでは公務員が公務員を雇用しているかのように見え、したがって、ここには資本＝賃労働関係は存在していないかのようにみえる。

この問題については、一般企業と同様、所有と経営の分離を念頭におけば、容易に理解できるであろう。つまり、この場合の「所有」は国家所有であり、有力な資本家階層が支配している。そして「経営」は中枢的位置を占めている上級公務員層（官僚）であり、公務員の雇用契約を事務的に処理しているのが人事部の労働者層である。

もう一つの問題は、上記の問題とも関連するのだが、国営企業は利潤を追求する経営体、すなわち「資本」であるかどうかという問題である。

確かに国営企業も、利潤の獲得を経営目標としている。その限りでは、「国家資本」と呼ぶことに問題はない。

だが、この国営企業が経営不振になっても、国は種々の助成策をもって、その企業を存続させる。それは、その企業が多くの場合、公共的性格をもつからである。国営の輸送機関（国有鉄道業、国営航空業、国営連絡船、国営バスなど）をはじめ、電力・ガス・水道業、郵政通信事業、教育事業、医療関連業、社会福祉事業などがそれである。

このうち、電力・ガス・水道業は、明らかに製造業である。また運輸・郵政関連事業は生産的流通業であり、教育・医療・社会福祉関連の事業は、いわばサービス産業である。このように、国営企業といっても、その分野は多面的な形態で、社会的再生産と係わっている。

ここでの国営企業は、「資本」を投下して利潤を取得するという資本制的経営をしているのか、あるいは利潤を度外視して運営しているのかという問題がここで生ずる。この問題は、支配的資本が超過利潤を取得できるかどうかという観点から政策化されることが多い。同時に、これは国営企業が、民間企業と同様に、平均利潤を取得する「資本」であるかどうかという問題でもあり、国民に反対給付される「国家保証」や「利益提供」の内容についての検討も必要となってくる。

そこで、租税の対価である「国民的諸権利の保証」との関連でみると、国営企業はいずれも「公共的性格」をもっている。これは既に指摘しておいたところである。国民一般が権利として享受できる公共的国家保証行為であるから、無償の場合は別として、商品形態での「国民的諸権利の保証」や「用益提供」では、その提供価格は低廉なほうが国民的支持を得られる。だが、そうすれば、経営体としては赤字になるし、国家財政にとっても負担が大きくなる。国家保証としての商品の供給価格は、そのような二律背反的状况の中で設定される。つまり、国営企業は、利潤獲得を目標とした商品販売価格を設定しているのではない。むしろ、国家保証や「公共用益」の安定的提供こそが、国営企業の第一義的運営理念であり、役割なのである。だから、採算（利潤）を度外視したような国家供給商品の価格を、国家の社会福祉的性格、国家治安政策の一環とみることも可能である。だが、現実はその単純ではない。

国家権力を行使する国家提供商品が、このような目標に対応した価格で一般的に供給されるのであれば、国家の果たす階級的役割が希薄となる。つまり、民間企業の資本蓄積との関連が希薄になる。

問題の焦点は、この国家供給商品の価格体系そのものにある。具体的には、この供給商品の価格体系がもつ階級的不平等性である。

こうした国家供給商品の価格、とくに製造業や流通業にある国営企業の商品およびサービス供給価格は、比較的低廉とはいえ、「独立採算制」を目標としているように、一定の収益が得られるような価格である。だが、その市場競争は不完全であり、かつ専売（独占という論理次元はここでは捨象している）的性格をもっている。そのような状況で可能となるのは、こうした商品およびサービス需要に対する割引制度である。その原理は単純であり、大量の需要に対する料金割引制の導入である。

国家的事業が生産する商品の場合、例えば電力の場合、電灯料金と電力料金との格差、さらに電力料金の中でも、大口需要料金と小口需要料金との格差がある。

国家的事業が運営する運送業の場合、旅客運賃と貨物運賃との格差、さらに大口貨物料金と小口貨物料金との格差がある。

国家的事業が供給するサービス業の場合には、例えば医療関連事業であれば、一方で保険制度による医療サービスの供給価格の低廉化をはかりながら、他方では保健負担額や薬価基準を高くして、製薬会社の利潤を確保するというような経済的メカニズムとそれに対応した医療価格体系が形成されている。政治的独占価格と云ってもよい。

要するに、こうした国家的企業、あるいは国営事業において設定される商品およびサービス価格は、国民大衆の高負担と大資本の利益を擁護するという階級的不平等性をもっており、その限りにおいて、これは国家価格である。これらは「大資本便宜価格」とでも呼ぶことができるであろう。それだけに、これらの国営企業や事業では民間企業の蓄積を補助しても、それ自体としては「儲けてはならない」、つまり国営企業としては、利潤を追求してはいけないという別の階級的利害関係の原理が働いているのである。だから、それは決して、大企業の資本蓄積と無関係な価格ではないのである。このように、国営企業は、最大利潤の取得を最大の行動原理とはしていないので、「資本」、したがって「国家資本」とみなすことは、適切ではないと考える。国営企業は、赤字であっても、大資本の蓄積を補助し、促進することを第一目的とするのが、その本質な

のである。

かくして、国営企業が供給する商品の価格を国家価格とするならば、この国家価格は「大資本優遇価格」あるいは「資本蓄積促進価格」ということができよう。その階級的不平等性は、まさに国営企業が供給する商品の価格体系として現れるのである。

おわりに——残された検討課題——

本稿では、国家価格のうち、国家機構の存続と国家権力の行使に関連する国家価格について検討してきた。その過程で、とりわけ重視したのが、公的な擬制価値としての国家価格の存在形態である。それは、国家権力による安価な、すなわち市場価格以下での購入価格、また市場価格以上の販売価格という形態であられる。ただし、ここでの市場価格は、市場調整的生産価格、つまり『資本論』体系における「虚偽の社会的価値」（本稿では擬制価値）を含んだ価格である。

そして「市場調整的生産価格」における擬制価値と国家価格における擬制価値との相違は、前者が個人的所有権という商品の価格であるのに対して、後者は、国家機構の所有権および国家権力の行使（動員）に関する商品の価格であるということである。本稿ではこのことを明らかにした。

なお、国家機構と国民経済との経済関係に照応して、国家価格には多様な形態があり、極端に簡略化して云えば、国家価格としての擬制価値は、市場価格に比して、その上下という二つの価格形態で現れるという特殊性をもっている。そのことについて、本稿では国家機構と国民経済との関係として整理し、それが階級的不平等性をもつことを指摘した。

次に、重点を置いて検討したのは、租税を「国民的諸権利の保証」という擬制商品の価格としたことである。このことは、租税の徴収を、国民からの「収奪」と政治学的に規定し、商品交換関係（価値関係）として認識してこなかった従来の経済学に対する批判でもある。

それと同時に、本稿では、個々人に対する商品価格（租税）の階級的不平等性、そして「国民的諸権利の保証」という商品の配分での階級的不平等性が国家価格にあることを指摘した。

以上の検討を通じて、租税に係わる経済関係を「収奪」とみれば、それを廃棄するには、まさに「国家権力」を収奪するしかないということになりかねない。それでは、民主的経済政策にはならない。

租税徴収に係わる負担額決定の民主化、租税の対価である「国民的諸権利」を保証させることと財源配分の決定に関する民主化が、まさに商品交換の一般原則である「自由と平等」という論理のもとで、国民大衆が政策要求として運動を展開していく可能性と必然性があることを指摘しておく。

しかし、残された検討課題は多い。第一に、私見では、本稿で提起した幾つかの「経済用語」が未成熟のように思われる。第二に、国家政策として展開される国民経済への国家の関与については、その内容が多様であるため、本稿では未検討のままになっている。つまり「国家政策価格」についての検討が、それである。

なお、将来的展望について云えば、国際的な経済関係と価格、景気変動と価格、世界市場にお

ける価格などについては、「資本一般」という論理的枠組みの中で検討していかねばならない。さらに論理次元を高度化すれば、資本の集中・集積過程を経て成立した経済的独占、国家権力を動員しながら独占資本が資本の強蓄積を展開する国家独占経済、世界的国家独占体制との関連で、市場価格（もっとも現実的な価格）は、価値体系として、どのような論理構成になっていくのか、これらの検討は、まだまだ先のことである。いずれにせよ、これらの諸価格（価値形態）は、体制的利潤率⁶⁾の傾向的低下に対して、（支配的な）個別資本の実現利潤率を高める役割を果たしていることは間違いない。

注

- 1) この価値体系は、「資本一般」という理論的前提のもとで構築されたものであり、景気循環における変動価格、都市・農村間の格差価格、さらには市場における価格形成過程で、時として現れる「欺瞞価格」（吹っ掛け値段）などは捨象している。
- 2) 例えば、ケインズの「政府部門（セクター）」がその典型である。ケインズ『デフレ不況をいかに克服するか』、松川周二編訳、文芸春秋、2013年、50-51ページ。“The Collected Writings of J. M. Keynes”, Vol. XXI. Malloc. 1982. 51P.を参照のこと。
- 3) マルクス『経済学批判要綱』第一分冊、高木幸二郎監訳、大月書店、1958年、30ページ。Karl Marx “Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie” Dietz Verlag, 1953. SS, 28~29.
- 4) 「国家からの反対給付」という表現が適切であるかどうか、なお検討中である。「国家サービス」や「国家による供与」という表現では、国家からの一方的な恩恵のようなニュアンスがあるので、これらの用語を採用しなかった。本稿では、租税が「国民的諸権利を保証するという商品」の価格であるということを強調したかったのである。
- 5) 貢納制社会とは、共同体および共同体の中から、武力と唯一神の宗教という権力をもった唯一者（帝王および家族）が生まれ、彼が全社会を統括する最初の階級社会である。この唯一者以外は私的所有権をもたず、余剰生産物を唯一神へ貢納することによって、国家機構が維持されるというかたちで社会的再生産が行われる。唯一者以外には私的所有権をもたないという意味では、総体的奴隷制である。ここにおいて、最初の私的所有、そして階級、国家が形成されるのである。この総体的奴隷制、すなわち貢納制社会は、私的所有権を有する貴族（有力者）が現れることによって崩壊し、奴隷制社会へと移行するのである。

つまり、この貢納制社会の存在を抜きにしては、私的所有、階級、国家の発生を論理的に明らかにすることはできない。大雑把に言えば、古代の諸地域（中国、インドや中南米のアステカ、マヤ、インカなど）において、その痕跡を知ることができる。

なお、貢納制社会については、拙稿の諸論文を参照されたい。

「アジア的生産様式に関する一試論」、(『産業労働研究所報』、44号・九大)、1968年。

※1995年の現地巡検の結果、この論文には、アメリカにおける歴史的事実関係について誤認があることが判った。

「所有形態の転化法則」、同上、49号、1969年。

「アジア的生産様式の世界構造について」『立命館経済学』、23巻2号、1974年。

「私的所有の発展とアジア的生産様式の崩壊過程」、同上、36巻2号、1987年。

※アジア的生産様式とは、拙稿の場合、「貢納制社会」と同義である。

- 6) 実現利潤率および体制的利潤率の概念については、拙稿「利潤率の諸概念について」、(『産業労働研究所報』、25周年記念号、九大、1974年)を参照されたい。